

自治会活動ガイドラインについて（R2. 8. 11版）

1 はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染予防対策として公民館（自治公民館を含む。以下同様。）における対策ガイドライン（令和2年5月25日改訂版）及び富山県対策指針（令和2年5月28日一部改訂版）を参考に自治会活動を行う上で、必要な感染予防対策を規定したものです。

自治会活動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組みながら、「新しい生活様式」を取り入れ、本ガイドラインに加え、引き続き、県・市からの要請等を踏まえて適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは適宜改定します。最新版をご確認のうえ活用ください。

2 感染防止のための基本的な考え方

活動に関与する者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の3つの条件（いわゆる「三つの密」）を回避してください。

①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）

②密集場所（多くの人が密集している）

③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）



3 リスク管理

自治会長（又は責任者）は、①接触感染、②飛沫感染、③地域における感染状況について対策を検討してください。

① 接触感染のリスク管理

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を確認し、高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すりなど）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク管理

室内の活動時における換気の状態を考慮し、人と人との距離の維持や、施設内で大声などを出す機会について検討する。

③ 地域における感染状況のリスク管理

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合、イベントの中止などの対応について検討する。



4. 行事・会合等の実施に際して講じるべき具体的な対策

① 総論

- ・ 人との接触を避け、対人距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保
- ・ 感染防止のための活動者の制限等を実施することが必要
 - － 活動時間の制限（短時間での実施の工夫など）
 - － 活動者数の制限（事前に、特定の方のみの参加の工夫など）
 - － 活動範囲の制限（屋内の活動を屋外活動に変更する工夫など）
- ※参加人数は、施設の収容人数の半数を目安とする
- ・ 十分な対応ができない場合は、行事・会合等は中止又は延期
- ・ 感染の疑いのある者が発生した場合、速やかな対応が図れるよう準備
- ・ 高齢者や持病のある方については、より慎重で徹底した対応を検討

② 自治会員の安全確保のために実施すること

- ・ 自治会員に対して、活動参加時に検温を求め、以下に該当する方の活動参加を制限
 - － 活動参加前に検温し、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
 - － 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - － 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があった場合
 - － 過去14日以内に外国等への渡航や特定警戒都道府県への移動があった場合
- ・ 活動参加者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールを用いる（以下、消毒液に関する記載において同じ））の徹底
- ・ 自治会共用品の使用について十分な消毒（なお、消毒液は、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム溶液（ただし手袋をして使用し、消毒直後に水拭きをする）を用いる（以下、物品・施設の消毒液に関する記載において同じ））を徹底
- ・ 十分な消毒が行えない場合は使用しない

③ 行事・会合等の開催に当たって特に留意すべきこと

- ・ 活動参加者（特に屋内活動の際に）が滞留しないための措置
- ・ 室内で近距離での会話や呼気が激しくなるような運動を回避
- ・ 飲食を行う場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて座席を配置（困難な場合も対面での飲食とならないよう工夫）
- ・ 貸切バスを利用する際は、原則、窓を開くことのできる車両を手配すること（車両内への外気導入等により、車内の換気が十分になされていること）
- ・ 県外移動については、直近の感染状況を踏まえて、取止めも決断すること
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり
 - － 速やかに隔離
 - － マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応
 - － 感染者が発生した場所の換気
 - － 自治会長は厚生センターへ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける
 - － 感染者と接触した参加者等の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成
 - － 症状が重篤な場合は、厚生センターとも相談し、医療機関へ搬送



④ 自治会公民館等の施設管理

ア) 館内

- ・ 入館・利用者に対して、マスク着用および手洗い・手指の消毒を徹底
- ・ スリッパの設置は最小限にする
- ・ 入館・利用者を記録し、名簿を作成
- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を実施
- ・ 飲食を行う場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて座席を配置（困難な場合も対面での飲食とならないよう工夫）
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底

イ) ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避
- ・ 間隔を置いたスペースづくり等の工夫
- ・ 常時換気
- ・ テーブル、椅子等の物品の定期的消毒
- ・ 入退室の前後に、手洗いや手指消毒



ウ) 調理室

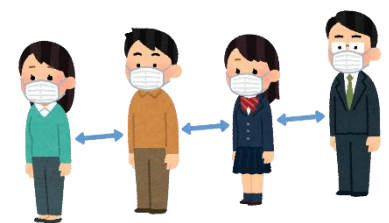
- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 換気の徹底
- ・ 調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒
- ・ 体調管理、マスク（適宜フェイスシールド）の着用及び手指消毒

エ) トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒
- ・ ハンドドライヤーは不使用
- ・ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を実施

⑤ 広報・周知

- ・ 自治会員等に対して、以下について周知
 - － 社会的距離の確保の徹底
 - － 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - － 健康管理の徹底
 - － 差別防止の徹底
 - － 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底



<参考情報>

- ・ 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月25日一部改訂）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる富山県対策指針（令和2年5月28日一部改訂）
- ・ イベント開催制限の段階的緩和について（一部改定）[富山県対策指針より]